

令和6年度  
特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟

# 年次報告書

【JFHF Annual Report 2024】



# 目次

1	1 理事長挨拶、2 事業報告
4	3 大会報告
	(1) エフピコ杯第19回全日本フロアホッケー競技大会
	(2) 第11回関東甲信越フロアホッケー競技大会
	(3) 第13回ユニバーサルフロアホッケー西日本大会
	(4) 第11回ユニバーサルフロアホッケー九州大会
	(5) 秋の山形、フロアホッケー交流大会2024
	(6) 第11回中信地区フロアホッケー交流大会
	(7) 第7回東京都フロアホッケー交流大会
10	4 レフェリー認定制度
11	5 支部活動報告
	(1) 熊本支部 (2) 長野支部 (3) 大分支部 (4) 東京支部
17	6 大会感想
19	7 決算報告
20	8 役員名簿、9 財産目録
21	10 規約等
	連盟定款、インストラクター登録要領、レフェリー認定。
	登録要領会費規程、倫理規定、倫理に関するガイドライン
	個人情報保護に関する基本方針、登録規程、専門委員会規程
	旅費交通費及び業務の手当等支給規程、会計処理規程
47	11 普及活動、12 贊助会員の募集、問合せ先

## 1 理事長挨拶

令和6年度は5年ぶりに九州大会が開催され、全国大会、西日本大会、関東甲信越大会と合わせ、4大会で仲間と交流を深めることができました。大会という目標があるから日頃の練習もがんばれますよね。

6月の関東甲信越大会（長野市）では、信濃毎日新聞はじめ多くの企業・団体の皆さんにお越し頂きました。9月の西日本大会（福山市）は、エフピコの社員の皆さんが大勢ボランティアで参加して下さり、大いに盛り上がりました。そして10月の全日本大会（葛飾区）でも熱戦が繰り広げられ、「ゆうきのつばさ」のダンスは大会になくてはならないものになっています。更に、5年ぶりの九州大会は強豪・小国特別支援学校を中心に勢いがあり、どのチームも強くなっています。

フロアホッケーは「誰もが共に楽しめるユニバーサルなスポーツ」。年齢や性別、障がいの有無などの違いを越えた交流が魅力です。試合や練習、体験会が行われる体育館は、熱気と笑顔があふれていますので、そんなフロアホッケーの仲間たちを、これからもどんどん増やしていきたいと思います。

そのためにも事務局の強化を図ると同時に、自治体と連携して普及を推進するモデルケースにも取り組んでいきます。フロアホッケーをそれが楽しみながら、皆で盛り上げていきましょう。



特定非営利活動法人  
日本フロアホッケー連盟  
理事長 増田明美

## 2 事業報告

### 令和6年度事業報告

本年度は、コロナ禍により制限されていたフロアホッケー活動も全面解除され、コロナ前の大会や練習会・体験会がほぼ復活したリスタートの年となった。

また、本連盟の運営基盤の安定のため、株式会社エフピコ様からの支援により、人事体制を強化することができた。

#### 1 連盟組織に関すること

- (1) 事務局（本部）を東京事務所に完全移管し、常勤職員を配置する東京本部とサテライト及び用具保管の機能を持つ長野事務所の2事務局体制とした。
- (2) 財政基盤の強化を図るため、渉外担当理事のもとに、新たに事務局渉外担当次長を選任し、スポンサー拡大を図った。

- (3) 会計業務の見直しを行い、会計ソフト及びワークフローシステム（部署内における申請フォームの作成や承認ルートの設定、承認・決裁などの機能を有する）を導入した。
- (4) 情報の発信力強化、スポンサーの紹介などを図るため、ホームページをリニューアルした。

## 2 会議に関すること

- (1) 令和6年度通常総会・理事会 2024年6月14日 (株)エフピコ本社会議室で実施  
前年度決算・事業報告、事業計画・予算、役員改正、レフェリー・インストラクター認定、登録要項の改訂、第19回全日本大会開催、事務局移転について協議
- (2) 令和6年度臨時総会・理事会 2025年3月17日 オンラインで実施  
事務局長選任、20周年記念事業、第20回全日本大会開催について臨時協議

## 3 大会・体験会等の開催に関すること

### (1) 大会

- ア エフピコ杯第19回全日本フロアホッケー競技大会 (Class A)  
2024年10月18日～19日 葛飾区 葛飾区奥戸総合スポーツセンター
- イ 第11回関東甲信越フロアホッケー競技大会 (Class B)  
2024年6月7日～8日 長野市 ホワイトリング
- ウ 第13回ユニバーサルフロアホッケー西日本大会～エフピコ杯～ (Class B)  
2024年9月7日 福山市 エフピコアリーナふくやま
- エ 第11回ユニバーサルフロアホッケー九州大会 (Class B)  
2024年10月27日 熊本市 熊本市総合体育館
- オ 秋の山形、フロアホッケー交流会 2024 (Class C)  
2024年11月9日 山形市 蔵王体育館
- カ 第11回中信地区フロアホッケー交流大会 (Class C)  
2024年11月16日 松本市 庄内体育館
- キ 第8回東京都フロアホッケー交流競技大会 (Class C)  
2025年1月18日 葛飾区奥戸総合スポーツセンター 体育館

### (2) 体験会

- ア 松川町体験会  
2025年3月17日 下伊那郡松川町体育館
- イ 第3回ちょうどいい運動会：FMヨコハマ主催  
2025年3月20日 横浜市 ヨコハマBUNTAI 2階体育室

ウ カーボンニュートラルを考える2025 by SATOYAMA & SATOUMI movement :

SATOYAMA & SATOUMI movement 実行委員会主催

2025年3月29日～30日 千葉市 幕張メッセ国際展示場ホール6

(3) 第82回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツに内定された。

2028年4月1日～本大会閉会迄の間の1日 長野市木ワイトリング（予定）

#### 4 審判員の養成、認定に関すること

(1) 各大会に併せてレフェリー講習会を開催

ア 西日本大会講習会 2024年7月27日 福山市 10名

イ 全日本大会講習会 2024年9月23日 葛飾区 12名

ウ 九州大会講習会 2024年10月26日 熊本市 8名

(2) レフェリー認定

今年度の3級以上の認定はありませんでした。

#### 5 登録及び競技者登録に関すること

本年度730名の登録があった。

【地域別登録者数】

東京174名、千葉47名、埼玉6名、神奈川16名、茨城45名、新潟24名、

長野51名、富山18名、島根17名、岐阜34名、大阪34名、京都16名、

兵庫38名、広島83名、高知16名、徳島18名、佐賀19名、大分16名、熊本58名

#### 6 用具の貸し出しに関すること

(1) 新たな貸出先

長野市立柳町中学校 長野市立加茂小学校 下伊那郡松川町 ちょうどいい運動会

(2) 貸出し相談

広島市企業2社 岡山市企業2社

#### 7 普及・スポンサー拡大に関すること

(1) 令和7年度内に企業内チーム結成に向けた話し合いが進行中。

広島県2チーム、岡山県1チーム

(2) 2024年11月～2025年3月に新規協賛企業3社から令和7年度協賛金受贈。

その他、協賛実績企業2社に加え、新規協賛企業12社と協賛交渉を継続中。

### 3 大会報告

#### (1) エフピコ杯第19回全日本フロアホッケー競技大会

(JFHF Class A)

厳しい残暑が続く中、10月19日に東京都葛飾区奥戸総合スポーツセンターで

「エフピコ杯第19回全日本フロアホッケー競技大会」が開催されました。選手の皆さん、熱いプレーは、暑さを忘れるほどでしたね。またエフピコの若い社員の皆さんやボランティアの方々も、熱い心で大会を支えてくれました。本当にありがとうございました。

午前中のクラス分けゲームの後は、ゆうきのつばさダンスチーム「CHALLENGE ANGELS」によるダンス。こちらも大会になくてはならないものになっていますね。たくさん練習してきたダンサーの皆さんのパフォーマンスに、客席でも一緒に踊り出す選手も多く、会場が一体となりました。

そして決勝リーグ戦はグループAからグループEまで5ブロックに分かれて熱戦が繰り広げられ、参加者全員が表彰台に上がりました。みんな精一杯頑張りました。

フロアホッケーは実際に観戦すると「誰もが一緒に楽しめるユニバーサルなスポーツなんだ」と心底思えます。これが大会場から街に広がり、そして社会全体に広がることを願っています。そのためにも、一人でも多くの選手がフロアホッケーに取り組み、一人でも多くの人に見に来て頂けるよう、フロアホッケーのPRにも努めて参ります。ぜひ今後とも応援してください。

特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟  
理事長 増田 明美

#### ○開催趣旨

スペシャルオリンピックスから生まれたフロアホッケーの普及啓発、競技力の向上を図るため、多くの人が参加でき、共に楽しめる競技会を開催する。もってフロアホッケー競技の基本理念である「フロアホッケーを通じた障がいの有無、性別、年齢等を超えた誰にでも住みやすい社会の創造」を推進する。

#### ○リザルト

##### ディビジョンA

- 1位 ホワイトシュリンプス
- 2位 TWC・ホワイト
- 3位 KAAC
- 4位 どんぐり・A(I-ス)

##### ディビジョンD

- 1位 ギフナンデス！
- 2位 やきどーなっつ
- 3位 どんぐり・タワー

#### ディビジョンB

- 1位 エフピコ東京ピンクパンサーズ
- 2位 昭和女子大学 B
- 3位 昭和女子大学 A
- 4位 湘南シーガル

#### ディビジョンE

- 1位 エフピコハ王子オールスターズ
- 2位 どんぐり・ツリー
- 3位 エフピコ茨城 nevers

#### ディビジョンC

- 1位 どーなっつ
- 2位 TWC・イエロー
- 3位 エフピコ茨城ユニオンズ

## (2) 第 11 回関東甲信越フロアホッケー競技大会

(JFHF Class B)

第 11 回関東甲信越フロアホッケー競技大会が、多くの皆様のご支援とご協力のもと成 功裏に終えることができました。心から厚く感謝申し上げます、ありがとうございました。

今大会では昨年より 6 チーム増え県内外から 18 チームがフロアホッケーの聖地である 長野市 ホワイトリングに集いました。アスリート、コーチ、観客、スタッフ、ボランティアすべての人たちが競技を通じて、多様性を認め合うインクルーシブな気持ちを共有でき たと思います。

各コートでは楽しむ中でも真剣さが伝わる熱戦が繰り広げられ、ゴールの 瞬間など観戦にも熱が入りました。また今回初めて参加されたチームやアスリートも多く、コロナ後のリスタートを目指し フロアホッケーの将来を見据えることができる素晴らしい大会となりました。今後もフロアホッケーの体験会や大会の開催によるインクルージョン社会の創出を目指していきたい と思います。アスリート・ファミリー・競技関係皆さんとの共感を集め、すべての人が楽しめるユニバーサルスポーツの先頭を目指しましょう。また来年、皆さんと元気にお会いできることを楽しみにしています。 レツ・エンジョイ・フロアホッケー！

第 11 回関東甲信越フロアホッケー競技大会 大会長 長野県フロアホッケー連盟 会長  
若麻績 享則

#### ○開催趣旨

スペシャルオリンピックスから生まれたフロアホッケーの普及啓発、競技力 の向上を図るため、多くの人が参加でき、共に楽しめる競技会を開催する。もって連盟設立の趣旨であるフロアホッケー競技を通じて、障がいの有無、性 別、年齢等を超えた誰にでも住みやすい社会の創造を推進する。

## ○リザルト

### ディビジョン A

- 1 位 KAAC レッド
- 2 位 ホワイトシュリンプス
- 3 位 Goshotai Jr.
- 4 位 TWC・ホワイト

### ディビジョン D

- 1 位 アンサンブル
- 2 位 エフピコ茨城ユニオンズ
- 3 位 M-ya!-echoes & きさらぎ

### ディビジョン B

- 1 位 湘南シーガル
- 2 位 KAAC イエロー
- 3 位 エフピコ東京ピンクパンサーズ
- 4 位 どんぐり エース

### ディビジョン E

- 1 位 にこにこ中部
- 2 位 どんぐり ツリー
- 3 位 エフピコ茨城 nevers

### ディビジョン C

- 1 位 TOKKIES
- 2 位 Go! Do! Matsumoto
- 3 位 エフピコハ王子オールスターズ
- 4 位 TWC・イエロー

## (3) 第 13 回ユニバーサルフロアホッケー西日本大会

～エフピコ杯～

(JFHF Class B)

今大会に参加する選手およびチーム役員は、勝利を目指して競い合い全力を尽くすが、それのみに重きを置くのではなく、互いを尊重し、互いの健闘を讃え合うことを最大の目標とする。

競技役員は、この願いの実現に向けて努力することを、最大の責務とする。インクルージョン社会の実現に向けて、選手およびチーム役員並びに競技役員は努力することを、ここに確認し合い、今大会の成功を願うものとする。「能力を競うのではなく、勇気をもって挑戦し、ゴールまでベストをつくした選手が真の勝利者である。

○開催趣旨

誰もが楽しむことのできるユニバーサルスポーツのフロアホッケーを通じて、障がいがある人との交流を深めることができる競技会を開催する。

○リザルト

ディビジョン A

- 1 位 京都・新鮮組
- 2 位 高知ファイティングダックス
- 3 位 イエロースクウィッド佐賀

ディビジョン D

- 1 位 FP フェアーズ福山
- 2 位 尾道スマイリーズ
- 3 位 福山ローズフレンズ

ディビジョン B

- 1 位 熊本県立小国支援学校
- 2 位 ピコフレンズ関西
- 3 位 SON・徳島 うず潮

ディビジョン E

- 1 位 J-ファイターズ
- 2 位 FP クールス福山
- 3 位 島根クライマーズ

ディビジョン C

- 1 位 豊泉家レインボーホープ
- 2 位 ピコスマイルズ関西
- 3 位 OSAKA 奥飛ば's

## (4) 第 11 回ユニバーサルフロアホッケー九州大会

(JFHF Class B)

○開催趣旨

本大会を通して行政、地域コミュニティ、学生、特別支援学校、障害者スポーツ関係者、企業など幅広い層の方々にゲームの楽しさを体感していただき、将来的には障がいのある方々との交流を深め、健康で明るい社会の創造と違いを認め合い「誰もが大切な存在」と実感できる「包み込む（インクルージョン）社会」の創造を目指した理念の浸透につなげていきたい。



#### ○リザルト

- 1位 ティラノサウルス
- 2位 TEAM オグタン
- 3位 スマイス FHC
- 4位 イエロースクウィッド佐賀
- 5位 ヒライ&マジャッキー

#### (5) 秋の山形、フロアホッケー交流会 2024

(JFHF Class C)

#### ○開催趣旨

スペシャルオリンピックスから生まれたフロアホッケーの魅力を伝え、今後の東北地方における更なる普及・拡大及び競技力の向上を図るため、多くの人が参加でき、共に楽しめる交流会を開催する。

#### ○リザルト

- 1位 KAAC イエロー
- 2位 KAAC レッド

- 3位 どんぐり・エース
- 4位 山形スマイラーズ
- 5位 エフピコ

## (6) 第 11 回中信地区フロアホッケー交流大会 (JFHF Class C)

### ○開催趣旨

スペシャルオリンピックスから生まれたフロアホッケーの普及啓発、競技力の向上を図るため、多くの人が参加でき、共に楽しめる競技会を開催する。もってフロアホッケー競技を通じて、障がいの有無、年齢、性別等を越えて、すべての人がその人らしく活き活きと輝いていけるインクルージョン社会の創出に寄与することを目的とする。

### ○リザルト

- 1位 アンサンブルA
- 2位 M-ya!-echoes & 長野ゴシ隊
- 3位 アンサンブルB
- 4位 M-ya!-echoes 山

## (7) 第 7 回東京都フロアホッケー交流大会 (JFHF Class C)

### ○開催趣旨

老若男女問わず、健常者から重度障がい者も、いい汗をかいて、お互いに称賛しあえる「誰もが楽しめる、誰もが楽しくなる」大会の実現に向け、団体代表者との協議の結果、今大会ではサポートの必要な選手に向けて、「緩やかな試合」と銘打って、対象者の動きに合わせ、シュートやパスの機会を得やすい配慮をするディビジョンを設けました。これまで叶わなかったシュートが決まるなど、嬉しい報告がありました。

一般のディビジョンでは、白熱した試合が行われ大きなアクシデントなく終えることが出来ました。今後も参加チームと協議しながら選手を第1にした大会運営をして参りたいと思います。

## ○リザルト

### ディビジョンA

- 1位 TWC ホワイト
- 2位 エフピコ東京ピンクパンサーズ
- 3位 どんぐり A (エース)

### ディビジョンC

- 1位 どーなっつA
- 2位 TWC イエロー
- 3位 やきどーなっつ
- 4位 どんぐり・タワー

### ディビジョンB

- 1位 エフピコハ王子オールスターズ
- 2位 湘南シーガル
- 3位 昭和女子大学 A
- 4位 昭和女子大学 B

### ディビジョンD

- 1位 てんとうむし
- 2位 どーなっつB
- 3位 どんぐり・ツリー



## 4 レフェリー認定制度

今年度も関東甲信越大会、西日本大会、全日本大会、九州大会に併せてレフェリー講習会を実施し、大会レフェリー・レフェリー希望者41名が受講した。レフェリーの基本動作の確認と共に、スティックチェック時のスラッシング判定について基準を明確にして、ジャッジに個人差が出ないように徹底した。

## 5 支部活動報告

### (1) 熊本支部(熊本県フロアホッケー連盟)

#### ○会議関係

月 日	内 容
9月	第 11 回ユニバーサルフロアホッケー九州大会実行委員会(メール)
10月	//

#### ○体験会・指導者養成講習会

体験会・指導者養成講習会・レフェリー講習会・指導者/レフェリー派遣  
実施なし



#### ○用具貸出関係

実施なし

#### ○大会・競技会関係

月 日	内 容
10月 27日	第 11 回ユニバーサルフロアホッケー九州大会 熊本市総合体育館 参加チーム：6 チーム 93 名（選手・役員・ボランティア含む）

### (2) 長野支部(長野県フロアホッケー連盟)

本年度は、関東甲信越フロアホッケー競技大会を開催し中信地区交流大会も実施した。松本市スポーツ応援団の練習会は継続的に実施しており、小学校、中学校における講習会、体験会等を実施することができた。

#### ○会議関係

月 日	内 容
4月 12日	関東甲信越フロアホッケー競技大会スタッフ会議
4月 16日	Webミーティング（関東甲信越大会）
4月 20日	会計監査
5月 8日	県連総会・関東甲信越フロアホッケー競技大会第 1 回実行委員会
5月 12日	関東甲信越大会スタッフ会議
5月 25日	Webミーティング（関東甲信越大会）
5月 26日	Webミーティング（関東甲信越大会）
5月 31日	関東甲信越大会スタッフ会議
6月 23日	Webミーティング（レフェリー）
7月 15日	Webミーティング

7月18日	長野市スポーツ課と打合せ
8月30日	長野市スポーツ課と打合せ
9月26日	Webミーティング
10月28日	Webミーティング
11月22日	Webミーティング
12月 5日	Webミーティング
2月16日	スタッフ会議（事務局）
2月24日	スタッフ会議（事務局）
3月 4日	Webミーティング
3月19日	Webミーティング

#### ○体験会・指導者養成講習会

日本連盟からの要請も含め、県内外での講習会等について、県連スタッフ（日本フロアホッケー連盟認定インストラクター）で対応した。

月日	場所・地域	対象	指導内容	対象人数	担当者
4月14日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	15	神田・川上
4月13日	サンアップル	社会人チーム	練習会	12	小川
4月21日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	25	神田・川上
5月19日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	19	神田・川上
5月25日	サンアップル	社会人チーム	練習会	10	小川
5月26日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	14	神田・川上
6月2日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	14	神田・川上
7月18日	長野市立柳町中	柳町中2年生	体験会	30	笠原・小川
7月28日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	16	神田・川上
9月1日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	22	神田・川上
9月7日	福山市	第13回西日本大会	レフェリー派遣		笠原他2名
10月6日	松本技術専門校	松本市スポーツ応援団	練習会	13	神田・川上
10月19日	葛飾区	第19回全日本大会	レフェリー派遣		楠他2名
10月27日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	16	神田・川上
10月27日	熊本市	九州大会	レフェリー派遣		小川
12月13日	永野吉田高校戸隠分校	高校生	体験会	12	小川
12月15日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	15	神田・川上
12月22日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	16	神田・川上
1月12日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	13	神田・川上
2月2日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	15	神田・川上
2月23日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	16	神田・川上
2月27日	長野市立加茂小	加茂小6年生	体験会	38	笠原・小川
3月9日	松本技術専門校	松本市障がい者スポーツ応援団	練習会	18	神田・川上
3月17日	松川町体育館	松川町の皆さん	体験会	38	小川

#### ○大会・競技会関係

月 日	内 容
6月8日～9日	第11回関東甲信越フロアホッケー競技大会 ホワイトリング 17チーム、340名参加
11月23日	第11回中信地区フロアホッケー交流大会 松本市庄内体育館 120名参加

### (3) 大分支部(大分県フロアホッケー連盟)

#### ○会議関係

月　日	内　容
6月	大分県フロアホッケー連盟 理事総会（文書配布にて）

#### ○指導者、レフェリー派遣等

月　日	場　所	内　容
4月21日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
5月12日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
6月23日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
7月21日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
8月25日	株式会社大分スポーツ公園 宿泊研修センター 希感舎	イベント、交流会、BBQ
9月29日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
11月17日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
1月19日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
2月11日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
3月20日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会

#### ○大会、競技会関係

月　日	内　容
10月27日	チーム派遣 (第11回ユニバーサルフロアホッケー九州大会)

#### ○活動



## (4) 東京支部(東京都フロアホッケー連盟)

### ○会議関係

月 日	内容
6月 2日	令和6年度 総会
11月10日	「第8回東京都フロアホッケー交流競技大会」 団体代表者会議
12月8日	「第8回東京都フロアホッケー交流競技大会」運営会議
1月12日	「第8回東京都フロアホッケー交流競技大会」運営会議

### ○講習会・運営協力等

月 日	内容
9月23日	「第19回全日本フロアホッケー競技大会」 審判講習会・TO講習会
10月14日	かつしかスポーツフェスティバル2024 フロアホッケーコーナー運営
10月19日	「第19回全日本フロアホッケー競技大会」後援・協力
11月2・3日	かつしかパラスポーツフェスタ フロアホッケーコーナー
11月 7・14・21・28日	葛飾区障害者スポーツ教室 フロアホッケーコーナー運営
11月 9日	「秋の山形、フロアホッケー交流会2024」実行委員派遣
12月 9日	「第8回東京都フロアホッケー交流競技大会」審判・TO講習会
1月13日	「第8回東京都フロアホッケー交流競技大会」 ボランティア説明会、審判・TO講習会
1月19日	かつしかレクリエーションスポーツ体験会 フロアホッケーコーナー運営

フロアホッケー講習会：葛飾区鎌倉小学校体育館 13:30～15:00 開催

4月29日、5月6日、6月23日、7月15日、10月14日、11月4日

### ○指導者派遣

月 日	内容
6月 8日	葛飾区立柴又小学校 特別支援学級 体育授業
6月13・25・27日 7月 2・11日	葛飾区立白鳥小学校 特別支援学級 体育授業
6月17・24日 7月18日 9月 9・18日	葛飾区立上平井中学校 特別支援学級 体育授業

9月19日	葛飾区立金町小学校 5年生 障害者理解に関わるフロアホッケ一体験授業
9月23日	スマートキッズ江東 フロアホッケーチーム (会場: 城東特別支援学校)
11月25・29日 12月2日	葛飾区立東金町小学校 特別支援学級 体育授業
12月14日	葛飾区立こすげ小学校 特別支援学級 体育授業
3月20日	ちょうどいい運動会(神奈川県) フロアホッケ一体験

○用具貸出事業

時期	貸出先	内容	
5月8日 -6月8日	葛飾区立柴又小学校 特別支援学級	体育授業	120cm スティック8本 110cm スティック8本 100cm スティック1本 ソフトスティック12本 小スティック(木)2本 パック30個 簡易ゴール1組 ゴーリースティック2本
6月11日 -9月7日	葛飾区立白鳥小学校 特別支援学級	体育授業	ソフトスティック24本 100cm スティック4本 パック25個 簡易ゴール1組 ゴーリースティック2本
6月17日 -9月18日	葛飾区立上平井中学校 特別支援学級	体育授業	120cm スティック25本 パック15個 簡易ゴール1組 ゴーリースティック2本
10月23日 -11月25日	葛飾区立二上小学校 特別支援学級	体育授業	120cm スティック7本 110cm スティック5本 ソフトスティック24本 パック15個 簡易ゴール1組 ゴーリースティック2本
11月25日 -12月2日	葛飾区立東金町小学校 特別支援学級	体育授業	小スティック(木)20本 120cm スティック30本 110cm スティック5本 100cm スティック13本 パック25個 簡易ゴール1組 ゴーリースティック2本
11月26日 -12月24日	葛飾区立梅田小学校 特別支援学級	体育授業	120cm スティック7本 110cm スティック5本 ソフトスティック24本 パック15個 簡易ゴール1組 ゴーリースティック2本
通年	のびのびユニスポ広場 (葛飾区障害者スポーツ解放事業)		パック20個



## 6 大会感想

### ◆ やきどーなっつ ◆

私たちやきどーなっつは2019年から千葉県立矢切特別支援学校の体育館で月に2回練習を行っています。

特別支援学校の教員である岩下さんのご指導の下、当初はアスリートとお母さんたちでこじんまりと活動しておりましたが、今では40人を超える団体となり、お父さん方がコーチとして活躍し、楽しく練習を行っています。アスリートの人数も増え、自分の子供に限らず、沢山の大人の目でアスリートやその兄弟を見守っています。

アスリートたちは日に日に成長をしています。できなかつことができるようになる。

学校を卒業した後もその喜びが日々の練習で味わえ、子供たち、大人たち、また家族の交流の場として月に2回の練習を楽しく行っています。

### ◆ ティラノサウルス 御船プランチ 木戸内 富子 ◆

フロアホッケーは、人気のプログラムです。

大会に参加するのを楽しみに練習しています。何時しか、目標が“優勝”“打倒小国”になっていきました。今大会は、参加が危うくなりました。行事が重なりメンバーを確保するのに厳しかったです。プランチの協力心で参加できました。

「無理をせず、楽しくプレーをしよう。」を掛け声に試合に臨みました。

メンバーは、19歳から79歳 老若男女で、持ち場、役割を十分發揮してコートいっぱい走り回りました。一戦一戦と得点を重ね勝利し決勝へ、“優勝”を手にしました。

アスリートの成長を感じる事も出来たし、チーム競技の素晴らしさも改めて感じました。課題もありましたが、今後の練習で指導して行きたいと思います。

表彰式後、「楽しかったです。又、参加したいです。」と聞いて皆で喜びました。二連覇を約束して

解散しました。皆の協力があればこそと感じてます。良い一日でした。

大会関係者の皆様に感謝致します。この大会が続く事を願っています。ありがとうございました。

## ◆ エフピコフロアホッケークラブ中部「ギフナンデス！」 ◆

エフピコフロアホッケークラブ中部として三年連続、Aチーム「ギフナンデス！」としては二年連続で全日本大会に参加しました。多くの方のお力添えのもと無事に参加を終えることができ、ディビジョンD優勝という結果となりました。ありがとうございました。中部Aチームは、エフピコ中部(株)と就労継続支援A型事業所であるエフピコ愛パック(株)岐阜工場の利用者と支援員との混成チームになります。

岐阜県から会場である東京都までの移動や、大会を通して部署の垣根を超えたコミュニケーションが生まれたことは非常に良かったです。

一方で、合同練習の回数が少なく、連携したプレーが少なかったことが今後の課題です。引き続き、年に二回程度の大会参加を目標にして、練習会を通じて地域でのフロアホッケー活動を盛り上げていけるよう、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## ◆ スマイス FHC コーチ 伊吹正 ◆

スマイス FHC は2024年10月27日熊本市総合体育館「ナースパワーアリーナ」(熊本県熊本市)で行われた第10回ユニバーサルフロアホッケー九州大会に参加しました。大会に参加し選手だけでなくサポートするスタッフや応援に来ていただいた方々と共にとても楽しい時間を過ごせたと感じました。

また他のチームのパス回しやシュートの様子や連携要領を見ることが出来とても勉強になりました。特に若いアスリートたちが『あんなシュートが打てるようになりたい』や『もっと上手になりたい』『試合に勝ちたい』等の声が聞かれるようになり毎月一回の練習会でもどうすれば上手くいくのかを考えながら積極的に取り組むようになりチームとしてのレベルも少しづつ上がって来ています。

次の大会での優勝を目指し、チームを盛り上げながら楽しく練習に取り組めるように努力していこうと思います。

## 7 決算報告

### 2025年度 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟 収支計算書（案）

収入金額	13,415,915 円
支出金額	7,952,457 円
差引金額	5,463,458 円

(単位: 円)

項目	決算額	予算額	差額	説明
I 収入の部				
1 会費、賛助会員・登録料	1,240,000	1,450,000	△ 210,000	賛助・一般会費・登録料
会費、賛助会費	136,000	300,000		
競技者登録料	1,104,000	1,150,000		
2 事業収入	0	0	0	
3 寄付金収入	8,322,000	8,150,000	172,000	
連携協定寄付金	8,000,000	8,000,000		
一般寄付金	322,000	150,000		(株) エフピコ
4 補助金・交付金	0	0	0	
補助金	0	0		
交付金	0	0		
5 雜収入	3,379	21,000	△ 17,621	
利息	3,379	1,000		
雑収入	0	20,000	△ 20,000	
6 大会関係収入	587,000	700,000	△ 113,000	各大会参加料、広告
当期収入合計 (A)	10,152,379	10,321,000	△ 168,621	
前期繰越収支差額	3,263,536	3,263,536	0	
収入合計 (B)	13,415,915	13,584,536	△ 168,621	
II 支出の部				
1 事業費	5,343,771	7,610,000	△ 2,266,229	
人件費	1,761,418	1,500,000	261,418	事務局員給与
広報普及事業費	952,334	800,000	152,334	年次報告書作成、消耗品など
支部助成金	0	400,000		
審判員・指導者養成・交流事業費	182,329	1,200,000	△ 1,017,671	旅費
全国大会開催事業費	980,699	1,500,000	△ 519,301	
地区大会開催支援事業費	1,101,986	1,000,000	101,986	
医事事業費	5,005	50,000	△ 44,995	
用具購入・整備事業費	0	800,000	△ 800,000	
用具保管施設費	360,000	360,000	0	用具保管施設賃貸料
2 管理費	2,608,686	2,305,000	303,686	
人件費	1,023,300	1,000,000	23,300	事務局員給与
法定福利費	299,270	150,000	149,270	
会議費	6,600	5,000	1,600	印刷製本
通信・運搬費	195,814	150,000	45,814	電話料金、宅配料金
消耗品費	4,574	100,000	△ 95,426	
事務用品費	98,457	0	98,457	プリンター、会計ソフト等
旅費交通費	415,344	300,000	115,344	出張旅費等
賃借料	536,162	550,000	△ 13,838	家賃、コピー使用料
雑役務費	28,165	40,000	△ 11,835	搬入手数料、租税公課
雑費	1,000	10,000	△ 9,000	
3 予備費	0	10,000	△ 10,000	
当期支出合計 (C)	7,952,457	9,925,000	△ 1,972,543	
当期収支差額 (A) - (C)	2,199,922	396,000	△ 1,803,922	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	5,463,458	3,659,536	1,803,922	

## 8 組織(役員名簿)

令和6年4月～令和7年3月31日

役名	氏名	役名	氏名
理事長	増田明美	理事	武田岳彦
常務理事	神田章	理事	大木恵
理事	小坂壮太郎	理事	若麻績享則
理事	佐藤守正	理事	松田典子
理事	坂本正	監事	金澤敦志

名誉会長	細川佳代子
------	-------

## 9 財産目録

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

### 財産目録

2025年 3月 31日 現在

(単位:円)

科 目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手許現金	1,060		
普通預金	5,462,398		
八十二銀行	246,439		
八十二銀行(会費用)	362,000		
八十二銀行(雇用保険料)	137		
八十二銀行(用具特別会計)	1,974		
三井住友銀行	4,851,848		
定期預金	0		
八十二銀行(定期)	0		
未収金	0		
流動資産合計	5,463,458		
2 固定資産			
固定資産合計	0		
資産合計	5,463,458		
II 負債の部			
1 流動負債	0		
未払金	0		
流動負債合計	0		
2 固定負債	0		
固定負債合計	0		
負債合計	0		
正味財産の部	5,463,458		

## 10 規約等

---

# 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟という。(以下「連盟」という。)

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を長野県長野市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、日本におけるフロアホッケー界を統轄し、代表する競技団体として、障がいの有無、年齢、性別にかかわらず全ての人を対象に、ユニバーサルスポーツであるフロアホッケーの普及に関する事業を行い、スポーツを通して、地域社会の人と人との交流を促進し、地域の絆の再生を図り、インクルージョンの社会創造に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フロアホッケーの普及に関すること
- (2) 教育現場におけるフロアホッケーの普及及び交流に関すること
- (3) 障がいのある者のフロアホッケーを通した社会参加の支援に関すること
- (4) フロアホッケーを通した障がいのある者と障がいのない者の交流の促進に関すること
- (5) フロアホッケーを通した地域の交流と絆づくりの促進に関すること
- (6) フロアホッケー指導者の養成、認定、登録に関すること
- (7) フロアホッケー審判員の養成、認定、登録に関すること
- (8) フロアホッケーのルール、技術、指導方法等の調査研究に関すること
- (9) フロアホッケー選手の競技力向上に関すること
- (10) フロアホッケー競技者の認定、登録に関すること
- (11) フロアホッケー諸競技会を開催すること
- (12) フロアホッケー諸競技会への役員及び選手を選考し派遣すること
- (13) フロアホッケー競技の用具の開発支援に関すること
- (14) フロアホッケーに関する刊行物を発行すること
- (15) この他、本連盟の目的を達成するために必要な事業を行うこと

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を常務理事とする。必要に応じて、副理事長1人を置くことができる。

3 必要に応じて、名誉会長、会長、顧問を置くことができる。名誉会長、会長、顧問は、理事会の了承を得て委嘱する。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 常務理事は、理事長が指名するものとする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、連盟の主要業務の執行及び事務局運営について、理事長、理事等と調整を行

い、事務局長の円滑な業務遂行を支援する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第19条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局に事務局長、その他の職員を置き、必要に応じて事務局次長を置くことができる。

- 2 事務局長は、役員を兼ねることができる。

(事務局長)

第20条 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

- 2 事務局長は、事務局の業務を総括し、役員、アドバイザリーボード、専門委員会等及び外部団体等との連絡調整を行う。
- 3 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第21条 職員は、理事長が任免する。

- 2 職員は、事務局長の指示に基づき業務を執行する。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(FAX及びE-mailを含む)をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の表決及び表決の委任については、FAX及びE-mailもって行うこともできるものとする。

4 第2項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事業計画及び収支予算の変更に関する事項（事業年度途中に変更の必要が生じた場合）
- (5) 借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

### (招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（FAX及びE-mailを含む）をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 緊急を要し、第35条第3項の規定により、理事会を招集し、開催できない場合には、理事会の開催に代えて、通知された議案について、書面による表決により、理事会の議決とすることができるものとする。

### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。
- 3 前項の表決及び表決の委任については、FAX及びE-mailもって行うものとする。
- 4 第2項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 アドバイザリーボード、専門委員会、運営委員会

- （アドバイザリーボード）
- 第40条 フロアホッケーの普及の助言を得るために、大学教授、スポーツの専門家、障がい者スポーツの専門家等からなるアドバイザリーボードを設置する。
- 2 アドバイザリーボードに関する事項は、理事長が別に定める。
- （専門委員会）
- 第41条 フロアホッケーの普及のための特命案件を審議、研究するため、必要に応じて、専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会に関する事項は、理事長が別に定める。
- （運営委員会）
- 第42条 連盟の事業を実施するために、事務局長の下に運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会委員は、理事長が任命するものとする。
- 3 運営委員会の委員長は事務局長が務めるものとする。
- 4 その他運営委員会に関する事項は、理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

- （資産の構成）
- 第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入
- （資産の管理）
- 第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- （会計の原則）
- 第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
- （事業計画及び予算）
- 第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
- （暫定予算）
- 第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- （予備費の設定及び使用）
- 第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
- （予算の追加及び更正）

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第11章 雜則

### (細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	細川 佳代子
理事	小坂 壮太郎
同	関 隆 教
同	藤 本 和 延
同	三 村 一 郎
同	武 藤 幸 規
同	大 月 良 則
監事	野 路 美 徳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 1,000円  
正会員会費 5,000円（1年間分）
  - (2) 賛助会員入会金 なし  
賛助会員会費 個人 1口 2,000円（1年間分）  
団体 1口 5,000円（1年間分）

---

施行	2011年（平成23年）11月7日
改正	2012年（平成24年）7月22日
改正	2013年（平成25年）5月16日
改正	2017年（平成29年）3月24日
改正	2018年（平成30年）9月21日
改正	2021年（令和3年） 4月1日

# フロアホッケーインストラクター登録要領

## (目的)

第1 この要領は、日本フロアホッケー連盟（以下、「連盟」という。）が主催するフロアホッケ一体験会等（以下、「体験会等」という。）で、指導を行う指導者について、「フロアホッkeeインストラクター」という名称で登録するため、暫定的に必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要領において、「フロアホッkeeインストラクター（以下、「インストラクター」という。）」とは、フロアホッkee競技の技術と知識を有する者のうち、連盟理事長（以下「理事長」という。）が認定、登録した者をいう。

## (インストラクターの区分)

第3 インストラクターは、次の区分によるものとする。

### (1) S種フロアホッkeeインストラクター

障がいのある者若しくはそれらの者を含む者を対象とする体験会等で指導を行うことができる者

### (2) A種フロアホッkeeインストラクター

健常者を対象と体験会等で指導を行うことができる者

### (3) B種フロアホッkeeインストラクター

S種又はA種登録指導者のサポートをもって体験会等で指導を行うことができる者

## (インストラクター認定委員会)

第4 理事長は、インストラクターの審査及び登録について、次の者で構成するインストラクター認定委員会（以下「認定委員会」という。）に委任するものとする。

### (1) 委員長

インストラクター部長

### (2) 副委員長

連盟ルール・レフェリー部長

### (3) 委員

理事長が指定する者

2 認定委員会は委員長が招集し、開催する。委員会は2分の1以上の委員の出席をもって成立する。認定委員会は、対面、オンライン又は書面により開催するものとする。

3 認定委員会の議長は、委員長が務める。登録指導者の登録は原則全会一致とし、協議が整わない場合には、多数決で採決を行い、登録するものとする。

## (インストラクターの要件と認定)

第5 インストラクターの要件は、次に掲げるものとし、登録希望者は、別紙様式1号により、理事長に登録申請を行い、認定委員会は、登録申請者の申請内容が要件を満たしていることを確認したときは、インストラクターとして認定、登録するものとする。

2 理事長は、認定委員会でインストラクターとして認定、登録された者に、別紙様式2号により、インストラクターの登録証を交付するものとする。

### (1) S種インストラクター

ア 障害者スポーツ指導員の資格を有し、フロアホッkee競技の知識と技術を有する者。

イ A種インストラクターで、1年以上指導経験があり、連盟が主催する所定の講習会を受講した者。

ウ その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者。

### (2) A種インストラクター

ア 連盟主催の交流戦及び小中学校等の体験会において、5回以上の指導経験を有する者。

イ 小学校及び中学校のフロアホッkee競技を指導する者であり、連盟主催の全日本フロアホッ

- ケー競技大会又はジュニアフロアホッケー交流戦でコーチの経験を有する者  
ウ B種インストラクターとして、2回以上の指導補助者として経験がある者で、連盟が主催する所定の講習会を受講した者  
エ その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者。  
(3) B種インストラクター  
上記(1)及び(2)以外の者でフロアホッケー競技の技術と知識を有する者

(インストラクターの責務)

第6 インストラクターは、フロアホッケーを通してインクルージョンな社会の創出のため、連盟の諸規程等を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 連盟から派遣要請のあった体験会等での指導  
(2) 連盟主催の指導者クリニックの受講  
(3) フロアホッケーの普及啓発

(インストラクターの指導・報告)

第7 インストラクターが行う指導等は、自らの資格の範囲内においてのみ指導を行えるものとする。

2 フロアホッケーの指導の依頼があった場合には、個人として依頼を受けた場合であっても、指導エリアを所管する連盟支部又は連盟へ報告し、了承を得た上で指導を行わなければならない。

(登録取り消し)

第8 理事長は、この要領に基づく実施内容を行わないインストラクター、連盟の指示に従わないインストラクター及び連盟の信頼・名誉を著しく失墜する行為を行ったインストラクターの登録を取り消すことができるものとする。

(テクニカルディレクター (TD 競技責任者))

第9 理事長は、この要領に基づく認定委員会、登録インストラクターに対し、助言、指導を行うため、連盟競技担当理事をテクニカルディレクターとして選任するものとする。

制定：平成21年(2009年)11月24日

改正：平成25年(2013年)6月4日

平成26年(2014年)5月27日

平成29年(2017年)6月1日

令和6年(2024年)6月14日

主旨： 下線部改訂

- 1 現行では正会員・賛助会員であることを条件にしていたが、それを改訂した。
- 2 当該委員会等の権限を実情に即した形に改訂した。
- 3 認定にあたってはコロナ禍の経験を踏まえ、オンラインでの利用も可とした。
- 4 テクニカルディレクター (TD 競技責任者) を新たに設置した。
- 5 細部の運用については従来の経験を踏まえて細部を改訂した。

## フロアホッケーレフェリー認定・登録要領

(目的)

第1 この要領は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下、「連盟」という。）が主催、共催及び後援するフロアホッケー大会等（以下、「大会等」という。）におけるレフェリーを認定・登録するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要領において、フロアホッケーレフェリー（以下、「レフェリー」という。）とは、フロアホッケー競技の技術と知識を有する者のうち、連盟理事長（以下「理事長」という。）が認定、登録した者をいう。

（レフェリーの区分）

第3 レフェリーは、次の区分によるものとする。

（1）1級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

ア 連盟が規定する全クラスの大会等におけるレフェリー

イ 連盟が主催するレフェリー講習会の講師

ウ 連盟が大会等に派遣する競技委員長（クラスA、B）

（2）2級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

ア 連盟が規定する全クラスの大会等におけるレフェリー

イ 連盟が規定する大会等の競技部長、審判部長（クラスA、B）

（3）3級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

ア 連盟が規定するクラスA及びB以外の大会等におけるレフェリー

イ 大会競技委員長の推薦で、連盟ルール・レフェリー部長（以下「ルール・レフェリー部長」という。）が事前に認めた場合には、1級又は2級レフェリーがパートナーの場合に限り、連盟が規定するクラスA及びBのレフェリー

（4）4級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

ア 3級以上のレフェリーがパートナーの場合に限り、連盟が規定するクラスEのレフェリー

イ 大会競技委員長の推薦で、ルール・レフェリー部長が事前に認めた場合には、1級レフェリーがパートナーに限り、連盟が規定するクラスC及びDのレフェリー

ウ レフェリー認定委員会が審査対象ゲームとして認定した場合に限り、2級以上のレフェリーをパートナーとしてクラスB、C、Dのクラシフィケーションゲームのみ対応可。

（レフェリー認定委員会）

第4 理事長は、レフェリーの審査及び登録について、次の者で構成するレフェリー認定委員会（以下、「認定委員会」という。）に委任するものとする。

（1）委員長

連盟ルール・レフェリー部長

（2）委員

レフェリー審査員

その他理事長が指名する者

2 認定委員会は、審査員の認定を理事会に諮るための事前審査及び3級から1級レフェリーの審査、認定を行う。

3 認定委員会は委員長が招集し、開催する。委員会は2分の1以上の委員の出席をもって成立する。認定委員会は、対面、オンライン又は書面により開催するものとする。

4 認定委員会の議長は、委員長が務める。レフェリーの認定は原則全会一致とし、協議が整わない場合には、多数決で採決を行い、認定するものとする。

（レフェリー審査員）

第5 理事長は、連盟認定・登録したレフェリーの知識及び技術を審査するためのレフェリー審査員（以下、「審査員」という。）を、連盟理事会（以下、「理事会」という。）の承認を得て、

認定するものとする。

2 審査員の認定要件は、次に掲げるものとする。

(1) 1級レフェリー

(2) 委員長が推薦し理事長が認めた者

3 理事長は、認定された者に別紙様式1号により審査員の認定証を交付するものとする。

(レフェリーの要件と認定)

第6 レフェリーの要件及び認定方法は、次に掲げるものとし、認定の申請者は、別紙様式2号により、申請を行い、認定委員会は登録申請者の申請内容が要件を満たしていることを確認したときは、レフェリーとして認定、登録するものとする。

2 委員長は、登録された者に別紙様式3号によりレフェリーの認定証を交付するものとする。

(1) 1級レフェリー

ア 認定要件

(ア) 2級レフェリー

(イ) 連盟登録のS種インストラクター

(ウ) 連盟で規定するクラスA又はBの大会で10試合以上のレフェリー経験を有する

(エ) その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者

イ 認定方法

レフェリー講習会又は連盟主催の大会において、審査員による審査を受け合格し、認定委員会で認定

(2) 2級レフェリー

ア 認定要件

(ア) 3級レフェリー

(イ) 連盟登録のS種又はA種インストラクター

(ウ) 連盟で規定するクラスA、B又はCの大会で、10試合以上のレフェリー経験を有する

(エ) その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者

イ 認定方法

レフェリー養成講習会又は連盟主催の大会において、審査員による審査を受け合格し、認定委員会で認定

(3) 3級レフェリー

ア 認定要件

① 4級レフェリー

② 連盟で規定するクラスC、Dの大会で、3試合以上のレフェリー経験を有するかレフェリー講習会で実技指導を2回以上受講

③ その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者

イ 認定方法

レフェリー講習会又は連盟主催の大会（レフェリー認定委員会が定めた審査用のクラシフィケーションゲームを含む）において、審査員による審査を受け合格し、認定委員会で認定

(4) 4級レフェリー

ア 認定要件

フロアホッケーの基礎知識（目的、ルール、安全管理等）及びフロアホッケー競技の経験が一定以上あるとともに、レフェリー講習会において知識と技術を修得した者

イ 認定方法

レフェリー講習会を修了したことをもって認定

(レフェリーの責務)

第7 レフェリーは、大会等において、安全性及び競技性が高いゲームコントロール、更にはフロアホッケーを通してインクルージョンな社会の創出に寄与するため、連盟の諸規程等を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 連盟から派遣要請のあった大会等におけるレフェリー
- (2) 連盟主催のレフェリークリニックの受講
- (3) フロアホッケーの普及啓発

(レフェリーの指導・報告)

第8 レフェリーが行う指導等は、自らの資格の範囲内においてのみ指導を行えるものとする。  
2 フロアホッケーの指導の依頼があった場合には、個人として依頼を受けた場合であっても、指導エリアを所管する連盟支部又は本連盟へ報告し、了承を得た上で指導を行わなければならぬ。

(登録取り消し)

第9 理事長は、この要領に基づく実施内容を行わない者、連盟の指示に従わない者及び連盟の信頼・名誉を著しく失墜する行為を行ったレフェリーの任命、認定及び登録を取り消すことができるものとする。

(テクニカルディレクター (TD 競技責任者))

第10 理事長は、この要領に基づく認定委員会、審査委員及び登録レフェリーに対し、助言、指導を行うため、連盟競技担当理事をテクニカルディレクターとして選任するものとする。

制定：平成24年(2012年)7月17日  
改正：平成26年(2014年)5月27日  
平成29年(2016年)6月1日  
令和元年(2019年)6月3日  
令和6年(2024年)6月14日

主旨： 下線部改訂

- 1 現行では正会員・賛助会員であることを条件にしていたが、それを改訂した。
- 2 当該委員会等の権限を実情に即した形に改訂した。
- 3 認定にあたってはコロナ禍の経験を踏まえ、オンラインでの利用も可とした。
- 4 テクニカルディレクター(TD 競技責任者)を新たに設置した。
- 5 細部の運用については従来の経験を踏まえて細部を改訂した。

## 会 費 規 程

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「本連盟」という。）定款第8条の規定により、法人の会費の額並びに納付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 会費

#### (会費)

第2条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員入会金 1,000円

正会員会費 5,000円

(2) 賛助会員入会金 なし

賛助会員会費 個人1口 3,000円←2,000円(定款：附則に記載)

団体1口 5,000円

2 会費については、各年度の10月までに納入するものとする。

(納付)

第3条 前条に定める会費は、本連盟の指定する口座に振り込むことにより納付するものとする。

第3章 その他

(規程の改正)

第4条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。変更後の規程は、本連盟のホームページ等により、会員に告知する。

(雑則)

第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

## 倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「本連盟」という。）定款第3条に規定する設立目的に従い、広くインクルージョン社会の創造に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 本連盟は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 本連盟は、関連法令及び本連盟の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利得の禁止)

第4条 本連盟の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利得の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 本連盟の役職員は、その職務の執行に際し、本連盟との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本連盟は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 本連盟は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第8条 本連盟の役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(倫理委員会の設置)

- 第9条 本連盟は、倫理規定の遵守を確保するため、倫理委員会を設置して、倫理上の問題について、当連盟に対して訴え等があった場合又は委員長の判断により、倫理委員会を開催し、審議の結果を理事会へ報告する。
- 2 倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

(委員会の権能)

第10条 倫理委員会の権能

- 1 倫理委員会は、倫理上の問題について、その背景、影響、対応策等を審議し、問題の対応方針及び必要に応じて関係者の処分についての意見を付して、理事会へ報告するものとする。
- 2 倫理委員会は、必要に応じて、関係者の意見聴取を行うことができるものとする。
- 3 倫理委員会が、不利益処分を課すことを理事会へ報告する場合には、該当者の文書による弁明の機会又は意見陳述の機会を設けるものとする。
- 4 倫理委員会の審議結果は、委員の全会一致で決定するものとする。

(委員会の開催)

第11条 倫理委員会の開催

- 1 倫理委員会は、委員長が召集して開催する。
- 2 倫理委員会は、原則として全員の委員が出席して開催するものとする。
- 3 倫理委員会は、委員が出席して開催することが困難な場合には、スカイプ等の電子媒体又は書面による審議により開催することができるものとする。

(改 廃)

- 第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

## 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟における倫理に関するガイドライン

平成29年6月1日

＜趣 旨 ＞

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟支部・フロアホッケーに取り組む支部的組織は（以下「支部」という。）、フロアホッケーの普及振興を図り、インクルージョン社会の創造に寄与する、高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、チームの監督・コーチ、レフェリー、インストラクター、競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、スポーツ団体の中に暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人道的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本連盟及び支部においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する

諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本連盟及び加盟団体においては、役・職員、指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連する競技会・体験会・交流会などに携わるレフェリー・インストラクターをはじめとする運営関係者及び競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、必要な研修会等を行い、周知することが望まれる。

## I 人道的行為に起因する事項

### 1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督・コーチ、レフェリー・インストラクター等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

- ① 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い相手の人格を尊重して相互理解に努めること。
- ② 監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- ③ スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

### 2 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役・職員、監督・コーチ、レフェリー・インストラクター等現場指導者及び競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- ① 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。
- ② 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- ③ 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- ④ 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示すること。

（注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。）

### 3 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- ① 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- ② 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を競技会・体験会・交流会などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- ③ プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。
- ④ レフェリー、インストラクターが行う指導等は、本連盟の規定・要項等を遵守し、自らの資格の範囲内で指導を行うとともに、前項①～③を厳守しなくてはならない。

## II 適切な経理処理に起因する事項

### 1 経理処理について

本連盟及び支部は、公的な組織であることを認識し、適切な会計基準を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- ① 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などしないこと。

- ② 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少數の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

## 2 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- ①組織内・外の金銭の横領など
- ②不適切な報酬、手当、手数料、接待・供應等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- ③組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- ④組織内・外における不適切な指導又は監査

## III 各種大会における選手の選考に関する事項

本連盟及び支部は、各種大会選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め周知するとともに、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

## IV その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

# 個人情報保護に関する基本方針

平成30年7月10日

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟(以下、本連盟)は、フロアホッケーの普及活動やサービス等を提供するにあたり、大会・講習会等の参加者に係る個人情報、及び、会員・社員・賛助会員・大会参加者等の会費や登録料・参加料等の徴収時に得た個人情報を利用することができます。

本連盟は皆様の個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護なくして健全な友誼関係あり得ないと考えています。そこで、より一層の皆様との信頼関係を築くため、ここに本連盟としての個人情報保護に関する基本方針を定めます。

### 1 本連盟では、皆様の個人情報を以下の目的以外には利用いたしません。

- ① フロアホッケーに関する情報などを提供するため、郵便、電話、電子メールなどの方法で知らせること。
- ② 本連盟が主催・共催・後援等を行う大会や講習会等の開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法により案内すること。
- ③ フロアホッケー競技発展のため、大会・講習会等で映像を撮影し、本連盟の報告書及びホームページ等の電子媒体に掲載すること。
- ④ 大会・講習会等の参加者を被保険者とするために、以下の個人情報を書面または電子媒体により本連盟指定の保険会社に提供すること。  
提供する項目：住所・氏名・生年月日、及び事故時の状況に関する情報

### 2 本連盟は、皆様の個人情報を、上記1-④にて定めた提供先を除き、正当な理由のない限り他社、第三者に提供いたしません。

### 3 皆様が本人の個人情報の変更・訂正などを希望される場合は、本連盟事務局に連絡いただき、変更・訂正を行います。また、上記1-③での掲載等について心配な場合は、事前に主催者等に連絡をいただくことで配慮することができます。

- 4 本連盟は、皆様の個人情報の取り扱いに関する日本の法令、その他の規範を遵守します。
- 5 本連盟は、皆様の個人情報について、現時点で実施可能であるもっとも適切な安全措置を講ずることにより、漏えい、改ざん、紛失などの危険防止に努めます。特にインターネット等の外部電子媒体に接続可能なコンピューター内部には情報を保存せず、外部情報保存機器(CD・USB・SDデスク等)に保存し、厳重管理します。
- 6 本連盟は、個人情報の取り扱いに関して、定期的に点検を行い、常に継続的改善に努めます。

## 登録規程

### (総則)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟(以下、本連盟という)定款第5条(6)(7)(10)により登録規程を定める。

### (目的)

第2条 登録とは、フロアホッケー競技において、本連盟傘下のレフェリー・インストラクター・競技者になることであり、本連盟及び本連盟に所属する各都県のフロアホッケー連盟(以下、支部という)が開催する大会・講習会・競技会等に「参加する権利」を得ることである。

- 2 本連盟及び支部は、登録料を、フロアホッケーを楽しみ、フロアホッケーを通じてインクルージョン社会実現の一助となるために、大会や多様な環境作りに役立てる。

### (レフェリー・インストラクター・競技者登録)

第3条 レフェリー・インストラクター登録とは、本連盟・支部が主催等をする大会・講習会等で審判員及び指導者を務める者とする。

- 2 競技者登録とは、本連盟が主催・共催するカテゴリーA・Bの大会及び支部が主催・共催するカテゴリーC・Dの大会に参加する者で、ベンチ入りする選手・監督・コーチとする。(チームサポーターは含まない。)
- 3 本連盟に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準ずる。

### (遵守事項)

第4条 登録をした者(以下、登録者)は、本連盟が定めるすべての規約に従わなければならない。

- 2 登録者は、本連盟の「倫理規定」及び「倫理に関するガイドライン」を守り、フロアホッケー競技及び本連盟を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。

### (登録料)

第5条 登録者の登録料は、下表のとおりとする。

種別	年額
競技者 (中学生以上、ベンチ入りする競技者・監督・コーチ)	1,500円
レフェリー・インストラクター	3,000円

### (登録料の納入)

第6条 登録料は各年度の5月末日までに本連盟の指定する口座に納入する。

- 2 レフェリー・インストラクター登録した者が第3条の2に該当する大会に競技者として参加する場合は、競技者登録料を免除する。
- 3 支部のある都道府県在住競技者にあっては、各支部を通して登録料を納入する。なお、支部のある都道府県在住競技者がチーム等で活動している場合は、登録名簿を本連盟へ提出

- することで、登録料を一括納入することができる。
- 4 支部のない都道府県在住競技者にあっては、直接、本連盟が指定する口座へ納入する。
  - 5 支部のない都道府県在住競技者がチーム等で活動している場合は、登録名簿を本連盟へ提出することで、登録料を一括納入することができる。
  - 6 納入後、登録者には登録番号を付与して管理する。
  - 7 一旦納入された登録料は返金しない。

(登録期間)

第7条 競技者登録の有効期間は、毎年、登録完了の日から年度末の3月31日までとする。

(登録変更)

第8条 登録者は、転居、転勤、転校等その他特別な事由においては登録を変更することができる。

- 2 登録の変更は登録者が変更申請書を本連盟に提出し、手続きを行う。

(登録会員の個人情報)

第9条 登録者の個人情報(以下、個人情報)は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

- 2 個人情報は、登録者の管理、競技会等に関する情報の発信・公表、フロアホッケーに関する必要な連絡などに利用することができる。
- 3 個人情報は、本連盟・支部及び各大会実行委員会と必要に応じて共有することができる。

(登録取消)

第10条 登録者が本規程第4条に違反した場合は、資格停止・除名などの処分の対象となり得る。

(登録管理)

第11条 本連盟は、徴収した登録料の内、各支部内に居住する者の登録料については、登録料の1/3以内を支部におけるフロアホッケー普及のための費用として支部に補助することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成30年7月10日より施行する。
- 2 第3条において、「支部が主催・共催するカテゴリーC・Dの大会に参加する者」の登録については、登録は行わなければならないが、登録料支払いは、第3条の規定にかかわらず、全国に周知徹底するため、当分の間、免除することができる。
- 3 第3条において、小学生の競技者登録は免除する。
- 4 施行年度の平成30年は、第6条の規定にかかわらず、登録料を大会開催時までに本連盟へ納入することができる。
- 5 諸般の事情で5月末日までに登録を完了できなかった者については、登録料を当該大会開催時までに本連盟へ納入することができる。

施行	2018年(平成30年)	7月10日
改正	2019年(令和元年)	6月3日
改正	2024年(令和6年)	6月14日

登録規定の改定について

主旨： ○競技者登録にレフェリー・インストラクターを加えた登録形態に改訂した。

## 専門委員会規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟は(以下本連盟)、定款第41条(委員会)により専門委員会規程を定める。

(組織)

第2条 本連盟に、財務委員会、普及委員会、及び、倫理規定で定めた倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は倫理規定に準ずる。

(構成)

第3条 委員会は、理事長推薦の委員長及び委員をもって構成する。

2 各専門委員会委員長及び委員は、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会はそれぞれ委員会を開いてその会務を処理する。なお、電子媒体による会議も可とする。

2 委員会は委員長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

(財務委員会)

第6条 財務委員会は次の各号に関する会務を処理する。

(1) 事業の遂行に必要な財源の確保、資金の調達に関する事項

(2) 予算の編成及び、決算の調整に関する事項

(3) 金銭の收受及び、支出に関する事項

(4) その他経理に関するあらゆる事項

(普及委員会)

第7条 普及委員会は次の各号に関する会務を処理する。

(1) 全国のフロアホッケーの普及事業に関する事項

(2) 支部及び近隣地域にかかるフロアホッケーの普及活動

(3) 地域及び職域におけるフロアホッケーの普及活動

(4) その他フロアホッケーの普及活動に関するあらゆる事項

附 則

1 この規程は平成30年10月1日から施行する。

2 第6条の財務委員会は、各支部代表者との連携を密にして財源の確保を推進する。

3 第7条の普及委員会は、各支部の普及活動においては、支部代表者との連携を密にして普及活動を推進する。全国及び支部近隣地域の普及活動においては、委員長の指導のもと、各処の実態を踏まえて普及活動を推進する。

## 旅費交通費及び業務の手当等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟の競技会、講習会、その他事業等(以下競技会等という。)の業務に従事する場合の旅費、手当の支給について定める。

(旅費)

第2条 旅費は、交通費ならびに宿泊費とし、その額は【別表1】、【別表2】、【別表3】および【別表4】のとおりとする。

(旅費支給の原則)

第3条

- 1 出張の際は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的、かつ、適正な交通手段による実費を支給する。
- 2 自家用車で出張したときは、ガソリン代を【別表4】の金額で計算し支給する。
- 3 タクシーの利用は認められない。やむをえない場合は、事務局長の許可を得なければならぬ。
- 4 グリーン車やグランクラス・スーパーシートの利用は認められない。
- 5 早朝・深夜等の移動で事務局長がやむをえないと判断した場合は、別表の金額を超えて実費を支給することができる。

(宿泊費支給の原則)

第4条

- 1 業務上宿泊が必要と認められる場合、宿泊費を支給する。
- 2 原則業務が複数日に渡る場合に宿泊を認めるが、業務が深夜または早朝のため移動が困難と認められる場合は、事務局長の判断にしたがって前泊・後泊を認める。
- 3 宿泊費は【別表2】に定めるとおりとして実費を支給する。
- 4 宿泊における食卓料は【別表3】に定めるとおりとして支給する。
- 5 事務局長がやむをえないと判断した場合は、規定金額を超えて実費を支給することができる。
- 6 以下の場合は宿泊が伴っても宿泊費を支給しない。
  - ① 本会が宿泊場所を提供したとき
  - ② 講師派遣などにより依頼元が宿泊費を負担した場合
  - ③ 寝台車、夜行の電車・バス・船舶などを利用した場合。但し、食卓料は支給できる。
  - ④ 実家など宿泊費が発生しない場所に宿泊した場合。但し、食卓料は支給できる。

(その他の費用)

第5条

出張中において業務に支出したその他の費用は、その実費を支給する。

(自家用車の使用)

第6条

- 1 業務の事情により移動・運送手段として使用する自家用車は、車検証を備え、且、必要な保険料及び所税金が遅滞なく支払われているものに限る。
- 2 交通法規を遵守し、常に安全運転に細心の注意を払わなければならない。

(出張の届出)

第7条

出張を命ぜられた者は、事前にその目的・経路を所定の出張申請書等に記入のうえ、事務局長の承認を受けなければならない。ただし、緊急用件で出張を要する場合は、事務局長の承認を受けたうえで、帰着後に申請書を提出することができる。

(出張中の事故)

第8条

出張中の業務中以外の事故に関しては、当人の責任において処理する。

(旅費の仮払い)

第9条

出張を命ぜられた者は、事務局長が必要と判断したとき、所定の手続きを経て出張に必要な旅費の仮払いを受けることができる。

(旅費の精算)

第10条

- 出張者は、帰着後2週間以内に、領収書等を添付して旅費を精算しなければならない。ただし、やむを得ない事がある場合には、事務局長の承認を受けたうえで精算を遅らせることができる。
- 出張者は、精算時に電子媒体（乗換案内等）で示された経路資料を添付することが望ましい。

(業務の手当)

第11条

- 競技会等で業務に従事する場合の手当の額は、【別表5】のとおりとする。
- 理事長・常務理事・事務局長が命じたその他業務等に従事する場合の手当の額は、【別表5】のとおりとする。

(規程外事項)

第12条

この規程に定めのない事項については、事務局長と理事長で決定する。

(規程の改廃)

第13条

この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は令和6年6月14日から改定実施する。

【別表1】交通費

移動距離（片道）	JR・私鉄	新幹線	バス	飛行機
100km未満	運賃		運賃	
100km以上	運賃+特急	運賃+特急+自由	運賃	エコノミー

【別表2】宿泊費

宿泊費（実費）	備 考
1泊（シングル）12,000円以内	宿泊地域の最低料金が左記を超える場合は、事務局長が判断して実費を支払うことができる。

【別表3】食卓料

食卓料	
朝食	夕食
700円	1,500円

【別表4】自家用車交通費

交通費（自家用車利用）			
移動距離（片道）	ガソリン代	高速道路料金	駐車料金
50km未満	30円／km		実費
50km以上	30円／km	実費	実費

【別表5】業務手当

業務手当	備 考
①競技会等の レフェリー・インストラクター	1日 2,000円
②その他の事業に従事	① レフェリー・インストラクターにおいては有給職員には支給しない。 ② その他の事業とは、理事長・常務理事・事務局長が命じた有給職員以外の者が法人を代表して行う業務及び関係文書作成業務等を指す。

旅費交通費および業務手当等支給規程の改訂について

主旨:

- 1 旅費交通費等の値上がりに対処して、支給できる内容とした。
- 2 新たにレフェリー・インストラクター等の業務に手当を支給できることとした。

## 連盟会計処理規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟(以下「連盟」という。)における会計処理に関する基準を定めて、適正な業務、かつ、効率的な運営と予算の適正な執行を図ることを目的とする。

#### (会計原則)

第2条 連盟の会計の原則は、公益法人会計基準及びNPO法人会計基準に準じ、次によるものとする。

- (1)会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること
- (2)すべての取引について、正確な記帳整理をすること
- (3)会計処理手続は、毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

#### (会計区分と口座開設)

第3条 連盟の会計区分は次のとおりとする。

- (1)一般会計
- (2)業務上必要ある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができる。
- (3)前項に関する口座は、連盟理事長(以下「理事長」という。)が指定する金融機関に開設する。

#### (会計年度)

第4条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (会計責任者)

第5条 会計責任者は、連盟常務理事とする。

#### (会計担当者)

第6条 会計担当者は、連盟事務局長とする。

#### (帳簿書類の保存及び処分)

第7条 会計帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

- (1)予算及び決算書類 5年
- (2)会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3)会計伝票を立証する領収書等(以下、「証ひょう」という) 5年

(4) その他の書類 3年

2 保存期間は、決算完結の翌年度から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ会計責任者の指示又は承認を受けるものとする。

## 第2章 予算執行と報告

(会計の分類)

第8条 予算の適正かつ効率的な執行するため、会計を次のとおり分類する。

(1) 収入の部（収益）

会費、賛助会費・登録料、事業収入、補助金・交付金、雑収入、大会関係収入及び前期繰越金

(2) 支出の部（費用）

ア 事業費

人件費、広報普及事業費、支部助成金、審判員・指導者養成・交流事業費、全国大会開催事業費、地区大会開催支援事業費、医事事業費、用具購入・整備事業費、用具保管施設費

イ 管理費

人件費、法定福利費、会議費、通信・運搬費、消耗品費、旅費交通費、賃借料、雑役務費、雑費及び予備費

(執行に係る決裁権者)

第9条 一般会計の予算執行に係る決裁権者は会計責任者とする。ただし、前条(2)で規定する管理費については、会計担当者の専決事項として処理することができる。

2 大会開催に係る予算執行については、会計責任者の指示のもと、競技担当理事が大会主管団体の代表に別会計を設けさせるとともに、執行に係る決裁権者を別に選任する。

(報告)

第10条 会計担当者は、第8条(2)で規定する管理費について専決した支出入について、会計責任者に四半期ごと報告する。

2 前条の2に規定する予算執行に係る報告は、大会長が連盟競技担当理事を経由し、会計責任者に報告する。

## 第3章 予算科目及び会計帳簿類

(予算科目)

第11条 第3条の各会計区分には、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な予算科目を設ける。

2 予算科目の名称、配列及び内容については、連盟財務担当理事が別に定める。

(会計処理の原則)

第12条 会計処理に当たっては、次に掲げる原則に留意しなければならない。

(1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること

(2) 収入と支出は相殺せず、それぞれを表示して処理すること

(3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと

(会計帳簿)

第13条 会計帳簿は、会計区分ごとに、次のとおり整備する。

(1) 主要簿

① 仕訳帳

② 総勘定元帳

(2) 仕訳帳、総勘定元帳は、金銭出納帳をもってこれに代えることができる。

(3) 総勘定元帳及び補助簿の様式は、経理責任者が別に定める。

### (会計伝票)

第12条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票（支出入伺い）により行う。

2 会計伝票は、次に掲げるものとし、その様式は、連盟財務担当理事が別に定める。

(1)入金伝票

(2)出金伝票

3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。

4 会計伝票は、第9条に規定する決裁権者の承認印を受けるものとする。

5 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

6 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

### 第4章 予算

#### (予算の目的)

第13条 予算は、会計年度ごとの事業活動を明確な計数で、もって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

#### (収支予算の作成)

第14条 事業計画に基づく収支予算は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

#### (予算の実施及び目的外使用の禁止)

第15条 予算の執行者は、理事長とする。

2 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

### 第5章 出納

#### (金銭の範囲)

第16条 この規程において「金銭」とは、現金及び預貯金をいい、通貨のほか郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

#### (金銭出納の明確化)

第17条 会計担当者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

#### (金銭の収納方法)

第18条 金銭を収納したときは、連盟財務担当理事が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 支払先の要求その他の事由により、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、会計責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込みにより入金される場合は、入金先の要求がなければ領収証は発行しないものとする。

#### (金銭の支払方法)

第19条 金銭を支払うときには、請求者からの請求書その他取引を証する書類に基づき経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし小口払その他経理責任者が認めた支払については、この限りでない。

#### (支払期日)

第20条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第21条 金銭の支払にあたっては、請求者の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込により支払うときは、振込受付書をもって請求者の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第22条 預貯金通帳については、所定の場所に保管するものとする。

(金銭の過不足)

第23条 会計担当者は、原則として年1回以上、預貯金の残高の証明できる証ひょうによりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第6章 物品

(物品の定義及び購入)

第24条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年未満の器具及び備品をいう。

2 前項の物品購入は、会計担当者の専決事項とする。

第7章 決算

(決算の目的及び種類)

第25条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

2 決算は、会計年度末の年度決算とする。

(年度決算と財務諸表の作成及び決算の確定)

第26条 会計責任者は、会計担当者に年度終了後速やかに年度決算に必要な書類整理を指示し、次に掲げる計算書類を作成し、理事長に報告しなければならない。

収支決算報告書(活動計算書・貸借対照表・財務諸表の注記)

2 理事長は、前項の計算書類に基づき監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて総会に提出し、その承認を受け、年度決算は確定する。

附則 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

## 11 普及活動

### 1 指導者の派遣

本連盟では、フロアホッケーをやってみたいという方々のために、指導者を派遣してフロアホッケーを実際に体験することができます。「一度もやったことがない。」「競技用具がないから。」などの心配はありません。競技自体はとても簡単で優秀なインストラクターが楽しく丁寧に教えます。

### 2 用具の貸出について

競技用具は必要であれば連盟から貸し出す事もできます。

貸出し用具名	単位	備考
スティック・パック	1 セット	スティック 10 本とパック
ヘルメット※	1 個	
ゴールポスト※	1 セット	1 コート分 (2個)
キーパー用スティック※	2本	

※ヘルメット、ゴールポスト、ゴールキーパー用スティックについては、原則試合やイベント等のみの貸出に限定とさせていただきます。初心者や日常の練習ではスティックとパックがあればできます。

○用具についてはホームページまたは下記の長野事務所までお問い合わせください。

## 12 賛助会員の募集について

私たちは、障がいのある人々と共にあらゆる差異を超えて一緒にプレーを楽しむフロアホッケー競技を広げ、地域社会の人と人との交流を促進し、絆の再生を図っています。

そのために、体験会・講習会や大会を企画・開催し、スポーツに参加する楽しさや支える喜びを共有し、皆様の笑顔が輝く、インクルージョン社会の実現をめざしています。

この私たちの理念・事業にご賛同いただき、毎年一定額を賛助会員としてご寄付くださる方を募集します。何卒よろしくお願い申し上げます。

### 賛助会員 年会費

個人	(1 □)3,000 円	団体	(1 □)5,000 円
----	--------------	----	--------------

### 振込口座

ゆうちょ銀行	口座記号番号⇒00570-5-82308 加入者名⇒日本フロアホッケー連盟
--------	--

## ○各種問合せ先 特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟

長野事務所 〒380-0821 長野県長野市鶴賀上千歳町 1120-17 Alegria 7F TEL&FAX 026-225-5657 E-mail fhjapan-nagano@fhjapan.jp	東京事務所 〒163-6035 東京都新宿区西新宿 6-8-1 新宿オーフタワー35 階 TEL 03-5325-7802 Email fhjapan@fhjapan.jp
連盟公式サイト	<a href="https://www.fhjapan.jp/">https://www.fhjapan.jp/</a>

日本フロアホッケー連盟の運営に  
支援・助成いただいた皆様（順不同）

株式会社エフピコ  
ホーコス株式会社  
NASCO 株式会社  
ツネイシホールディングス株式会社  
イオンディライト株式会社  
日本マクドナルド株式会社  
有限会社坂本教材社  
株式会社サンラッキー  
きさらぎジュニア  
昭和女子大学

